

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 7 月 14 日号 (No.401)

I. 重要法令等の解説

1. 「対外関係法」
2. 「ガリウム、ゲルマニウム関連品目の輸出規制実施に関する公告」
3. 「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引（意見募集稿）」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>
本号編集責任者：康 石

II. 注目法令等の紹介

1. 「工業及び情報化行政処罰手続規定」
2. 「市場監督管理苦情申立情報公示暫定規則（意見募集稿）」

III. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「対外関係法」¹

全人代常務委員会 2023 年 6 月 28 日公布、同年 7 月 1 日施行

執筆担当：沈 暘、森 康明、鈴木 幹太

対外関係法（以下「本法」という。）は中国の対外関係及び対外業務に関する基本的、総合的な法律として制定され、中国の対外関係の基本的な方針、原則、立場を示す重要法令である。

米国等による経済安全保障等の観点からの規制、制裁が強化される中、中国は、これまで、「反外国制裁法」、「外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に関する規則」等を制定して対抗してきたが、本法は、中国の主権、安全、発展の利益を維持保護するため、国際法の基本原則等を遵守する前提で、涉外領域の法律の適用及び実施を強化すること、国際法及び国際関係の基本準則に違反し、中国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為に対して、対抗措置及び制限措置を講じることができることを明記するなど、注目を集めている。

対外関係法が 2023 年 6 月 28 日に公布され、7 月 1 日から施行された。本法公布後、中国共産党中央の外交業務の担当責任者である王毅氏は、本法について、「中国の対外業務の重要方針、原則、立場及び制度体系について集中的に規定し、中国の対外関係の発展について総合的に規定する基礎的な涉外法律であり、中国の涉外法律体系の構築にとっての重要なマイルストーン」であるとのコメントを公表した²。

本法は 6 つの章により構成されており、対外関係の基本的原則、対外業務の担当機関、対外関係の目標・任務、対外関係に関わる法律・制度の構築、及び対外関係業務

¹ 原文「対外关系法」

² 「対外関係法を徹底実施し、新時代中国特色大国外交に堅固たる法治保障を提供する。」2023 年 6 月 29 日。人民日報 6 面記事 (<http://politics.people.com.cn/n1/2023/0629/c1001-40023485.html>)

中国最新法令 < 速報 >

の保障について規定している。以下、本法の要点について説明する。

(1) 基本原則

本法は、中国の主権、安全、発展の利益を維持すること等を目的とし（1条）、また、対外開放の基本国策を堅持し、互惠共栄の開放戦略を実行すること等の基本方針を確認した（4条2項等）。

(2) 共産党の指導の堅持、対外関係における職権

本法では、中国の外交業務において、中国共産党による集中統一指導を堅持する旨（5条）、中国共産党の「中央外事業務指導機構」が対外業務の意思決定機関であり、国家対外戦略及び関連する重大な方針・政策の検討制定及び実施の指導を行う旨が定められている（9条）。

また、全人代及び全人代常務委員会、中国国家主席、国務院、中央軍事委員会、外交部、在外大使館、領事館、省、自治区、直轄市人民政府の対外関係における職権がそれぞれ明記されている（10条～16条）。

(3) 企業、公民等の責任、義務

国家機関、軍に加え、企業等の組織及び公民も、対外交流、協力において、国の主権、安全、尊厳、榮譽、利益を維持保護する責任及び義務を負うと規定されている（6条）。そして、いかなる組織及び個人³も、本法及び関係法律に違反し、対外交流において国の利益を損なう活動に従事した場合には、法に従って法的責任を追及されると定められている（8条）。

(4) 対外関係の発展における目標及び任務

本法では、対外関係の発展における目標と任務が記載されており、その中、対外貿易分野において、中国は、高水準の対外開放の推進を堅持し、対外貿易を発展させ、外商投資を積極的に促進し法に基づき保護し、対外投資等の対外経済協力の展開を奨励し、「一帯一路」共同建設の質の高い発展を推進し、多国間貿易体制を維持保護し、単独行動主義及び保護主義に反対し、開放型世界経済の構築を推進すること（26条）等が明記されている。

(5) 憲法と条約の関係性の明文化

本法は、中国は憲法と法律に基づき、条約、協定を締結し、加盟すると定め、また、国が締結し又は加盟する条約及び協定は、憲法に抵触してはならないと初めて法律上明記した（30条）。

³ 本法6条では、対外交流、協力において、国の主権、安全、尊厳、榮譽、利益を維持保護する責任及び義務を負う主体として、「公民」と限定しているのに対して、8条では、「いかなる組織と個人」と規定している。「いかなる組織と個人」の範囲には、外国組織と個人が含まれるかについて明確ではなく、今後の法解釈及び実務に委ねられると思われる。

中国最新法令 < 速報 >

(6) 涉外領域の法令の適用（域外適用等）の強化、対抗措置等の根拠規定の明記

本法は、「国は、国際法の基本原則と国際関係の基本準則を遵守することを基礎として、涉外領域の法律法規の実施及び適用を強化」と定めている（32条）。当該規定は、中国の涉外領域の法律が、国際法の基本原則等に適合する前提で、中国の国家利益、公民及び組織の合法権益を保護するために必要となる限定的な場面においては、域外適用することの法的根拠となり得ると理解されているようである⁴。

また、米国等による経済安全保障等の観点からの規制、制裁が強化されている中、中国は、これまで、「反外国制裁法」⁵、「外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に関する規則」⁶、「信頼懸念エンティティリスト規定」⁷を制定して対抗してきたが、本法は、国際法及び国際関係の基本準則に違反し、中国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為に対して、対抗措置及び制限措置を講じることができる旨を明記した（33条1項）。また、国務院は、必要な行政法規、部門規則を制定し、相応する業務制度及び仕組みを確立し、関連する対抗措置及び制限措置を確定し実施すると規定し（33条2項）、外交業務分野において、国務院に対して、対抗措置及び制限措置を講じるための根拠を付与した。

上記規定を踏まえ、今後、実務がどのように運用、展開されるか、注目される。

（全45条）

2. 「ガリウム、ゲルマニウム関連品目の輸出規制実施に関する公告」⁸

商務部・税関総署 2023年7月3日公布、同年8月1日施行

執筆担当：沈 暘、石本 茂彦

中国はガリウム、ゲルマニウム関連品目について輸出規制を実施すると発表した。ガリウムとゲルマニウム関連品目は、太陽光パネル、LED、電気自動車用の充電設備などに使用する半導体部品の原材料等として幅広く利用されている。本公告は、半導体分野で対中輸出規制を強化する米国等への対抗措置と見られ、日本企業を含む外国企業への影響が懸念されている。

中国商務部、税関総署は、2023年8月1日からガリウム、ゲルマニウム関連品目について、輸出規制を実施することを決定し、本公告を公布した。

(1) 輸出規制対象品目

本公告で規定する輸出規制の対象は、下表に掲げるガリウム関連の8品目及びゲ

⁴ 「対外関係法」について全人代常務委員会法律業務委員会担当者による記者会見をご参照。<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202306/dfb5d69d9ba34a3ca36bbc76d6b567d5.shtml>

⁵ 本ニュースレターNo.354（2021年6月25日発行）ご参照。

⁶ 本ニュースレターNo.345（2021年1月29日発行）ご参照。

⁷ 本ニュースレターNo.337（2020年10月2日発行）ご参照。

⁸ 原文「关于对镓、锗相关物项实施出口管制的公告」

中国最新法令 < 速報 >

ルマニウム関連の6品目となっている（以下「輸出規制対象品目」という。）。

	ガリウム関連品目	ゲルマニウム関連品目
1	金属ガリウム(単一組成)	金属ゲルマニウム(単一組成)
2	窒化ガリウム	ゾーンメルト製法ゲルマニウムインゴット
3	酸化ガリウム	リン化亜鉛ゲルマニウム
4	リン化ガリウム	ゲルマニウムエピタキシャル成長基板
5	ヒ化ガリウム	二酸化ゲルマニウム
6	ヒ化インジウムガリウム	四塩化ゲルマニウム
7	セレン化ガリウム	
8	アンチモン化ガリウム	

中国政府は、これらの輸出規制対象品目は軍事転用できる両用品目であるとして、合法的な用途に利用されることを確保し、国家安全を維持するために輸出規制を実施すると説明しており、特定の国家を対象とする措置であることを否定している。また、輸出許可は、輸出数量の限定又は輸出禁止を意味するものではない（審査の結果、関連規定に適合していると認められた場合には輸出を許可する）としている⁹。

(2) 輸出許可の申請及び審査

輸出事業者は、上記輸出規制対象品目を輸出する際に、省級商務主管部門を通じて、商務部に対して所定の申請資料を提出し、両用品目輸出許可申請を行う必要がある（2条）。商務部は、輸出申請文書を受領した日から、自ら又は関連部門と共同で審査を行い、法定の期限内に許可又は不許可の決定を下さなければならない（3条1項）。審査を経て、許可する場合には、商務部は両用品目及び技術輸出許可証を交付する（4条）。なお、国家安全に重大な影響がある輸出規制対象品目の輸出については、商務部は関連部門と共同で国务院に報告して認可を求めると定められている（3条2項）が、どのような場合が「国家安全に重大な影響がある」と判断されるかについては、本公告において明確に規定されていない。

上記の他、輸出許可の申請、発行手続、特殊な場合の取扱、文書資料の保管年限は、「両用品目及び技術輸出入許可証管理規則」に基づき行うことも規定された（5条）。

本公告による輸出規制は8月1日から正式施行される予定であるが、本公告の公表を受け、すでに輸出規制対象品目の輸出許可申請を行う方針を表明した企業もみられる¹⁰。

⁹ 2023年7月5日、外交部定例記者会見、2023年7月6日、商務部定例記者会見ご参照。（https://www.mfa.gov.cn/web/wjdt_674879/fyrbt_674889/202307/t20230705_11108739.shtml、<http://www.mofcom.gov.cn/xwfbh/20230706.shtml>）

¹⁰ 米半導体ウエハメーカーのAXTは、その中国子会社がガリウムとゲルマニウム基盤製品の輸出継続許可を申請する方針を明らかにした。（<https://jp.reuters.com/article/china-ls-idJPKBN2YK06T>）

中国最新法令 < 速報 >

(全8条)

3. 「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引（意見募集稿）」¹¹

国家市場監督管理総局 2023年6月19日公布、意見募集期限 2023年7月3日

執筆担当：呉 馳、塩崎 耕平、鈴木 幹太

2023年6月19日に国家市場監督管理総局が公表した「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引（意見募集稿¹²）」は、6章35条からなり、事業者集中審査制度、コンプライアンスのリスク及びその管理等について包括的に説明するガイドラインである。

今後正式に制定されたとしても、法的拘束力はないが、特に、①事例を通じて、持分比率が支配権を判断する際の唯一の基準ではない点、②取引を段階的に実施する場合の申告時点等の問題点について明確に指針を示している点、及び③事業者集中独占禁止コンプライアンス制度が行政処罰の減免の考慮要素の一つとなることを明らかにした点が、注目に値する。

「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）は、国務院独占禁止委員会が公表した「事業者独占禁止コンプライアンス指針」の事業者集中分野における具体的なガイドラインである。事業者は、その事業規模や経営形態等の事情に応じ、本意見募集稿の内容が正式に確定した後に、その内容を参考にすることで、事業者集中に係る体制をより適切に構築することができるようになる。

(1) 事業者集中における「支配権」の判断基準

独禁法及び事業者集中審査規定によれば、合併や持分の取得等により他の事業者に対する支配権を獲得したり、決定的な影響を与えられるようになったりする場合、事業者集中に該当すると定めているものの、「支配権」の判断基準を明確にしていなため、判断に際して議論の余地が残っていた。

本意見募集稿 11 条（1）項で引用されている事例によれば、事業者が、対象会社の少数持分を取得したとしても、対象会社の年度事業計画、財務予算、高級管理職の任免等の経営管理事項を単独で否決する権利を持つ場合、対象会社に対して（共同の）支配権を取得したと認められ、事業者集中に該当するとされている。実務上、過去に、10%以下の持分しか取得していない取引が、対象会社の支配権を取得したと認定され、事業者集中申告を懈怠したとして処罰を受けた事例も存在する。

¹¹ 原文「经营者集中反垄断合规指引（征求意见稿）」

¹² 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、また、正式に制定されるまでは法的拘束力を有しないことに留意されたい。

中国最新法令〈速報〉

(2) ガンジャンピングに関する留意点

本意見募集稿は、「事業者集中申告に関する指導意見」等の法令を踏まえて、事業者集中の申告時点を明確化している。特に、同一の経済的目的を持つ段階的な取引において、各ステップが「相互に関連し、相互の条件になる」場合、全体として一つの事業者集中に該当する可能性があり、ガンジャンピングと判断されることを避けるために、第一段階の取引を実行する前に事業者集中申告を行う必要があるとされている（12条）。

(3) 行政処罰の減免要素

本意見募集稿は、事業者集中独占禁止コンプライアンス体制の構築・実施が当局による違法な事業者集中行為に対する行政処罰において考慮される要素の一つとなることを初めて明確にすることで、同体制を構築・実施する新たなインセンティブを与えている（32条）。したがって、企業が健全な社内コンプライアンス体制を構築し、適切に実施しているかどうかは、独占禁止法執行調査において処罰の軽減につながる重要な考慮要素となり得る。

(4) 法的拘束力

本意見募集稿が正式に制定された場合、その内容は、事業者集中コンプライアンスに関する一般的な指針を提供するものであり、法的強制力はないとされている（34条）ものの、企業が事業者集中コンプライアンスをより適切に実施するための実用的なガイドラインとなることが予想される。

（全 35 条）

II. 注目法令等の紹介

1. 「工業及び情報化行政処罰手続規定」¹³

工業及び情報部 2023年5月30日公布、2023年9月1日施行

執筆担当：吉 佳宜、井村 俊介

本規定は、2001年に施行された現行法令である「通信行政処罰手続規定」¹⁴（2001年5月10日公布・施行）と2021年に改正された行政処罰法¹⁵との平仄を合わせること、実務上の新たなニーズ等を満たすことを目的としている。

本規定の主な改正は、①適用範囲の拡大（通信分野のほか、国防科学技術分野及びタバコ専売分野以外の工業分野を広く対象とした（1条、58条））、②管轄制度の改善

¹³ 原文「工業和信息化行政処罰程序規定」

¹⁴ 原文「通信行政処罰程序規定」

¹⁵ 2021年7月15日より施行された。[本ニュースレターNo.346（2021年2月12日発行）](#)ご参照。

中国最新法令 < 速報 >

(電信ネットワークを通じて実施された違法行為発生地の特定¹⁶(7条)、最初に立件した部門が管轄する原則の確立(8条)等)、③行政処罰手続上の一般的なルールの追加(行政処罰関連情報の公示制度(11条)、法執行全過程の記録制度(16条)、行政処罰決定の公開制度(17条)等の追加等)、④簡易手続及び普通手続の調整・具体化(簡易手続の適用基準の調整¹⁷(18条)、普通手続における立件条件の追加等の具体化(21条~50条))、⑤執行・事件終結手続の完備化(過料の納付期限の延長又は分割納付を申請する場合の手続の具体化(51条)、期限を過ぎても行政処罰決定を履行しない場合の措置の追加(52条))等である。

(全 59 条)

2. 「市場監督管理苦情申立情報公示暫定規則(意見募集稿)」¹⁸

国家市場監督管理総局 2023年6月15日公表、意見募集期限2023年7月15日

執筆担当：高玉婷、五十嵐 充

市場監督管理苦情申立情報公示暫定規則(意見募集稿¹⁹) (以下「本意見募集稿」という。)は、「消費者権益保護法」、「政府情報公開条例」及び「市場監督管理苦情申立通報処理暫定規則」に基づき(1条)、消費者の苦情申立情報の公示に関する実体的・手続的規定を明文化するものである。特に注目されている本意見募集稿の内容は以下のとおりである。

市場監督管理部門は、消費者が生活上の消費需要のために商品を購入し、使用し、又はサービスを受けたことで事業者との間に消費者権益紛争が生じ、市場監督管理部門に当該紛争の解決を求める苦情申立事件について、その処理を完了した後、当該苦情申立事件に関する情報(事業者と消費者の情報、苦情申立の内容、事件の処理結果等)を公示しなければならない(2、8条)。

また、市場監督管理部門は、苦情申立事件に関する情報を公示する前に消費者の同意を得る必要があり、国家秘密、営業秘密や個人のプライバシー等を漏洩してはならない(6条)。なお、公示しない苦情申立事件(9条)、苦情申立事件に関する情報の公示ルート(12条)・公示方式(13条)・公示期間(17条)等も明記している。

(全 23 条)

¹⁶ 違法行為実施者の住所地、実際経営地、ネットワーク接続地、電信ネットワーク情報サービスの関連許認可の取得地を含む。

¹⁷ 違法事実が確実で法定の根拠がある場合において、公民に200元以下の過料を、法人又はその他の組織に3,000元以下の過料又は警告の行政処罰を与えるときは、その場で行政処罰決定を下すことができる。

¹⁸ 原文「市場監督管理投訴信息公示暫行規則(征求意见稿)」

¹⁹ 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、また、正式に制定されるまでは法的拘束力を有しないことに留意されたい。

中国最新法令 < 速報 >

Ⅲ. その他の法令等一覧

2023年6月2日から2023年6月25日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「**ブラインドボックス取扱行為規範化手引き（試行）**」
（原文：盲盒经营行为规范指引（试行））
（国家市場監督管理総局、2023年6月8日公布、同日施行）
2. 「**法によるネット暴力違法犯罪の懲罰に関する指導意見（意見募集稿）**」
（原文：最高人民法院、最高人民检察院、公安部关于依法惩治网络暴力违法犯罪的指导意见（征求意见稿））
（最高人民法院、最高人民検察院、公安部、2023年6月9日公布、意見募集期限2023年6月25日）
3. 「**中国が厳格に規制する有毒化学品名簿（2023年）（意見募集稿）**」
（原文：中国严格限制的有毒化学品名录（2023年）（征求意见稿））
（生態環境部、2023年6月16日公布、意見募集期限2023年6月26日）
4. 「**商用暗号検査測定機構管理規則（意見募集稿）**」、「**商用暗号活用安全性評価管理規則（意見募集稿）**」
（原文：商用密码检测机构管理办法（征求意见稿）、商用密码应用安全性评估管理办法（征求意见稿））
（国家暗号管理局、2023年6月9日公布、意見募集期限2023年7月9日）
5. 「**機械電気製品再製造業界規範化条件（意見募集稿）**」
（原文：机电产品再制造行业规范条件（征求意见稿））
（工業情報化部省エネと総合利用司、2023年6月7日公布、意見募集期限2023年6月22日）
6. 「**市場監督管理業種標準管理規則**」、「**市場監督管理業種標準制定管理実施細則**」
（原文：市场监管行业标准管理办法、市场监管行业标准制定管理实施细则）
（国家市場監督管理総局、2023年5月29日公布、同日施行）

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、
福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大厦 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大厦 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com